2021年06月28日(月)　全国商工新聞(週刊){付録} 昭和26年11月17日(第3種郵便物認可) 第3464号

民商だより

須崎民主商工会
〒785-0034 須崎市大間本町11-20
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240
メールアドレス sminsyo@ybb.ne.jp

消費税 インボイス 中止

2023年10月実施予定「インボイス制度」 免税事業者は廃業の危機 消費税負担か値引き迫られる。

【湖東税理士がQ&A解説】Q1～Q8まで、連続で紙上学習をしています。
（商工新聞5月31日付より）

Q4 インボイスがないとどうなるの

A 仕入れに含まれる消費税が引けなくなり負担が増える

消費税納税の重要な仕組みは、仕入れ等に含まれているとみなされる消費税分を差し引いて計算する「仕入税額控除方式」です。

政府は、2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の要件として、登録番号が記載されたインボイス「適格請求書」がなければ全額の控除を認めないことにしたのです（経過措置あり）。ですから、親会社など取引先から「今の請求書や領収書では仕入税額控除ができないので、適格請求書を持ってこい」と言われます。つまり、取引先に課税事業者がいる場合は「番号をもらう必要がある」わけです（イラスト1）。反対に取引先に課税事業者が全くいない場合や消費者だけと取引する人は、課税事業者であっても、番号をもらう必要はありません。適格請求書は発行不要の例外規定があります（イラスト2）。また、不特定多数の人に販売する飲食店や小売店は、相手の氏名や名称が省略できる「適格簡易請求書」を発行します（下の図2）。 課税事業者になれば、法人は決算終了後2カ月以内に、個人は翌年3月31日までに、消費税を申告して納税しなければなりません。納税に耐えられるかどうか心配です。

インボイス実施中止を

県の 営業時間短縮要請 「対応臨時給付金」

売上（５・６月分）

□ 申請受付開始　６月２８日
　受付終了　９月３０日

□ 金額　25万円から75万円／月
　（売上減少以内）
　※５月・６月合計１５０万円
　（最大です）

□ １２月・１月分の
　申請は６月３０日（水）
　まで延長に

□ 中小法人・個人事業者 「月次支援金」

今月16日(水)から受付中

相談は 民商に電話を

イラスト1 取引先やお客に課税事業者がいる場合 登録番号を迫られるが…

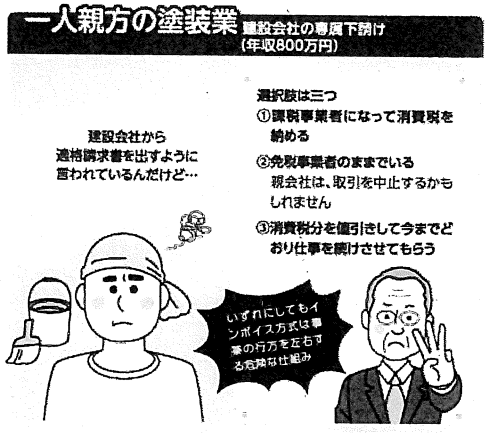

図2 適格簡易請求書

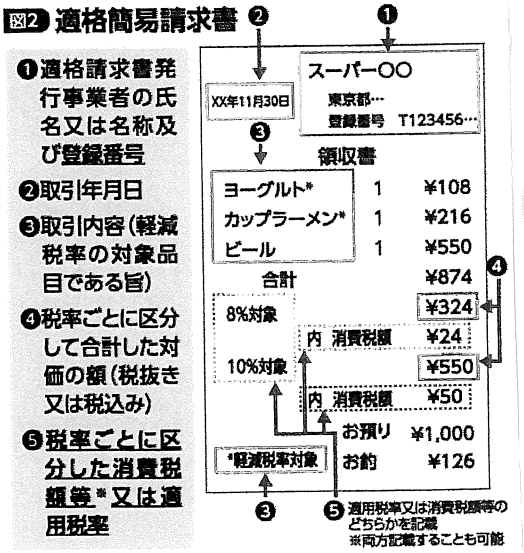

イラスト2 適格請求書発行が不要な場合

消費税率5%に

お知らせ

＊テレビの寄贈のお願い

コロナ感染防止対策として、様々な会議において、リモートによる会議が避けられなくなっています。そこで、50インチ位で現在使用されていないテレビがありましたらご寄贈をお願いします。ご連絡をくださいませ。

＊＊融資（政府系金融機関） 実質無利子・無担保融資12月末まで延長
戦争法廃止19日行動 7月19日(月)午後5時から